

○栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例

平成22年3月29日

条例第141号

改正 平成23年9月2日条例第46号

平成26年2月25日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、その心身の健康の向上を図り、もってひとり親家庭の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ひとり親家庭の親と子」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した者若しくは離婚した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの又はこれに準ずる規則で定める者（以下「配偶者のない者」という。）であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養しているもの及び当該児童
- (2) 父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のない者及び当該児童
- (3) 父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であって、配偶者のない者以外の者に扶養されているもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、次の法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金等」とは、保険給付を受ける者が医療保険各法の規定により負担すべき額（付加給付等があるときは、その額を控除した額）をいう。

5 この条例において「受給資格者」とは、市長が交付するひとり親家庭医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を有する者をいう。

6 この条例において「扶養義務者」とは、受給資格者の、民法（明治29年法律第89号）第877

条第1項に定める扶養義務者で、その受給資格者と生計を同じくするものをいう。

7 この条例において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等のうち保険給付を取り扱うものをいう。

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、ひとり親家庭の親と子であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当し、かつ、受給資格者証に助成対象者として記載されているものとする。

(1) 市内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)

(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となる者

(3) 市内に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、受給資格者、助成対象者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者が、次のいずれかに該当するときは、助成しない。

(1) 受給資格者の所得が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条又は第9条の2の規定による支給制限に該当するとき。

(2) 扶養義務者又は受給資格者の配偶者の所得が、児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による支給制限に該当するとき。

(3) 助成対象者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)又はその他の法令等により医療費の全部を受けることができるとき。

(助成)

第5条 市長は、助成対象者が一部負担金等を支払った場合には、当該支払額に相当する額を助成する。

(助成の申請及び申請期間)

第6条 前条の助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定による申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和50年栃木市条例第15号）、大平町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年大平町条例第22号）、藤岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年藤岡町条例第23号）又は都賀町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年都賀町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(合併前の栃木市、大平町又は都賀町の区域における助成の特例)

- 3 合併前の栃木市、大平町又は都賀町の区域における施行日から平成22年3月31日までの診療に係る助成については、第5条の規定にかかわらず、なお合併前の栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例、大平町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例又は都賀町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の例による。

(西方町の編入に伴う経過措置)

- 4 西方町の編入の日の前日までに、編入前の西方町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年西方村条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平23条例46・追加)

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

- 5 岩舟町の編入の日の前日までに、編入前の岩舟町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年岩舟町条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平26条例5・追加)

附 則（平成23年条例第46号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月5日から施行する。